

★申請書を記入する際には、本紙（両面）および別紙「記入例」を必ずご確認ください。

滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金（通常申請） 【 提出書類確認シート 】

《申請方法》

申請書【奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書（別記様式第1号）】に、以下の必要書類を添付し、原則として生徒が在学する学校を経由して提出してください（注：県外の学校に在籍される場合は、学校の指示により県に直接御提出いただくことがあります）。

※ 申請書1ページ目冒頭チェック欄へのチェックの漏れが多く発生しています。内容を確認の上、忘れずにチェックしてください。

《申請書添付書類》

① 【生活保護（生業扶助）世帯の場合】生活保護受給証明書（写し可）

- ※ 生活保護（生業扶助）を受給している場合は、生活保護の種類のうち「生業扶助」が措置されていることが確認できる生活保護受給証明書または「生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書」（別記様式第2号）を添付してください。福祉事務所等が7月1日以降に発行したものに限りません。
- ※ 生活保護を受給していても、生活保護の種類のうち「生業扶助」を受給していない場合は、非課税世帯であることを証明するために、以下の②ア～ウいずれかの書類の添付が必要になります。

② 【生活保護（生業扶助）世帯でない場合】非課税世帯であることの証明書類（写し可）

- ※ ア～ウのうちいずれかの書類（令和5年度）を添付してください。
 - ア 市町村民税・県民税 課税証明書または非課税証明書
 - イ 市町村民税・県民税 税額決定（納税）通知書
 - ウ （マイナンバーで申請される場合）個人番号利用目的同意書兼個人番号貼付台紙
- ※ 給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書は使用できません。

③ 住民票（写し可）【省略可能な場合あり（下記参照）】

- ※ ①または②ア～イの課税証明書等の発行者が滋賀県内の市町の場合またはウで提出する個人番号確認書類に記載された住所が滋賀県内の市町の場合は省略できます。なお、必要に応じて提出を求める場合があります。
- ※ 対象となる生徒および保護者等を含む世帯の全員が記載されたもの（7月1日以降に発行されたものに限る）。
- ※ 保護者等の一方が滋賀県外に居住している場合は、生活の本拠とされる都道府県で申請することになりますのでご注意ください。なお、海外赴任等、日本に住所を有さない場合は給付の対象外です。

④ 健康保険証（写し）

- ※ 保護者等に扶養されている15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の生徒の兄弟姉妹がいる場合は、生徒本人およびその兄弟姉妹の健康保険証の写しの添付が必要です。
- ※ 保護者等に扶養されている23歳以上の高校生等がいる場合は、別途、健康保険証の写し等の添付を求められますので、事前にご相談ください。
- ※ 申請者が主たる生計維持者の場合（申請書2ページ（3）で選択肢④または⑤に該当する場合は、生徒本人の健康保険証の写しの添付が必要です。

⑤ 扶養申立書（別記様式第3号）

- ※ 以下のいずれかにあてはまる場合は、扶養申立書を添付してください。
- 添付した健康保険証が国民健康保険である場合
- 添付した健康保険証に被保険者の氏名が記載されていない場合

⑥ 【対象生徒以外に通信制の高校生等を扶養している場合のみ】兄弟姉妹用の在学証明書（別記様式第4号）

- ※ 本申請にかかる生徒の兄弟姉妹が通信制の高等学校等に在学している場合は、その兄弟姉妹の在学する高等学校等へ在学証明を依頼し、その原本を添付してください。
- ※ 保護者等に扶養される23歳以上の高校生等がいる場合は、別途、在学証明書の添付を求められますので、事前にご相談ください。

⑦ 口座振込依頼書（別記様式第5号）と通帳の写し

- 生徒が滋賀県外の高等学校等に在学する場合
→ 申請書に必ず添付して提出してください。
- 生徒が滋賀県内の高等学校等に在学する場合
→ 県への提出は不要ですが、学校の指示により提出が必要な場合は、学校に提出してください。

※ 専攻科の生徒については、上記に加え、別記様式第6号個人対象要件証明書が必要になります。

★申請書を記入する際には、本紙（両面）および別紙「記入例」を必ずご確認ください。

【申請上の注意】

- (1) 申請者は、生徒の保護者(注1)とします。保護者がいない場合は、生徒本人または主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法(注2)における扶養者等）となります。なお、保護者等が2名以上いる場合はいずれか1名の保護者等が記入してください。

(注1) 保護者とは、親権を行う者または未成年後見人をいい、次の①～⑤は除きます。

- ① 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項または第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ② 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③ 法人である未成年後見人
- ④ 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤ その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

(注2) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法または私立学校教職員共済法をいう。

- (2) 生徒に兄弟姉妹などがある場合は、その生徒（兄弟姉妹）ごとに、原則として在学する高等学校等を通じて申請する必要があります。
- (3) 生活保護を受給している場合は、福祉事務所等に、生活保護のうち「生業扶助」を受給しているかどうか確認のうえ、記入してください。
- (4) 「学校の種類・課程・学科」の欄には、次のうち該当するものを記入してください。

「高等学校（全日制）」、「高等学校（定時制）」、「高等学校（通信制）」、「中等教育学校（後期課程）」、「高等専門学校（1～3学年）」、「専修学校（高等課程）昼間学科」、「専修学校（一般課程）昼間学科」、「専修学校（高等課程）夜間等学科」、「専修学校（一般課程）夜間等学科」、「専修学校（高等課程）通信制学科」、「専修学校（一般課程）通信制学科」、「各種学校（外国人学校）」、「各種学校（その他）」、「高等学校等専攻科」

- (5) 基準日とは、原則として、本年度の7月1日をいい、生徒が転入学等をした場合は、その転入学等をした日をいいます。なお、新生生に対する一部早期給付は4月1日、家計急変は原則として申請のあった月の翌月（家計が急変した日が申請のあった月の1日である場合は、申請のあった月）の1日現在が基準となります。
- (6) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費または特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合には、給付の対象となりません。
- (7) 奨学のための給付金（滋賀県および他の都道府県による同種の事業によるものを含む。）の支給の回数が高校生等1人につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回。高等学校等専攻科に通う生徒は通算2回（高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回。））を上限とする。ただし、学び直しへの支援の補助対象となる者については、この回数に加えて1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大2回まで）給付することができます。
- (8) 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、または修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。また、2校以上の高等学校等に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。